

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【合同規則】

○ 岡山県災害報告規則の一部を改正する規則

危機管理課

### 【規則】

○ 衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則  
（県例規集登載）

医薬安全課

### 【告示】

○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正  
（県例規集登載）

医薬安全課

### 【公告】

○ 指定障害児通所支援事業者の指定  
○ 海岸保全区域の指定  
○ 土地改良区役員の退任及び就任届  
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

耕地課  
建築指導課

### 【企業局】

○ " " " " " "

" "

○ 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程  
（県例規集登載）

### 【岡山市町村職員共済組合】

○ 令和二年度決算の要旨

総務企画課

岡山市町村職員  
共済組合

◎ 岡山県 規則第一号  
岡山県教育委員会

岡山県災害報告規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原 隆太  
岡山県教育委員会

岡山県災害報告規則の一部を改正する規則

岡山県災害報告規則

昭和三十年

岡山県

規則第二号

の一部を次のように改正する。

死傷者	死者	人	重傷者	人
	不明者	人	軽傷者	人

死傷者	死者	人	重傷者	人
	安否不明者	人	軽傷者	人

様式一中

「避難の報告・指示の状況」や「避難指示

等の発令状況」並びに「自主・報告・指示」や「高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保」並びに

「報告等の日時 : 年 月 日 時 分」

「発令日時 : 年 月 日 時 分」並びに「解除日時 : 年 月 日 時 分」

「

」

」

継名11中

災害名		報告番号		第 報		年 月 日 時現在	
報告者名							
区分		死者		人		被害	
		行方不明者		人			
		負傷者		人			
		重傷		人			
		軽傷		人			

和

災害名		報告番号		第 報		年 月 日 時現在	
報告者名							
区分		死者		人		被害	
		うち災害関連死者		人			
		行方不明者		人			
		重傷		人			
		軽傷		人			

21' 「文教施設」 和 「学校」 21'

「

「

公共施設被害市町村数	団体	
------------	----	--

--	--	--

〽「農業被害」 〽「農産被害」 〽「林業被害」 〽「林産被害」 〽

都道府県	
設置日時 日 時 分	
市町村	
解散日時 日 時 分	

を

設置日時 日 時 分	
廃止日時 日 時 分	

を

災害救助法適用市町村名	
適用日時 日 時 分	
計	団体

を

適用日時 日 時 分
---------------

--

--

災害救済法適用	

消防機関等の活動状況	消防機関等の活動
------------	----------

「(地元消防本部, 消防団, 消防防災ヘリコプター, 消防組織法 (昭和22年法律第226号) 第

39条第1項の規定による応援があつた他の市町村の消防本部等について, その出動規模, 活動状況等を記入すること。)」 「(被害判定基準)」 「被害区分」 「項目」 「判定基準」 「記入要領」

行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり, かつ, 死亡の疑いのある者
-------	--------------------------------

災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し, 災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号) に基づき災害が原因で死亡したものと認められた者 (実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが, 当該災害が原因で所在が不明な者は除く。)
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり, かつ, 死亡の疑いのある者

る者

「文 教 施 設」や「学 校」並びに「幼稚園」や「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園」並びに「中学校」や「中学校，義務教育学校」並びに「市町村災害対策本部の設置状況」や「災害対策本部等の設置状況」並びに「市町村災害対策本部の設置及び解散」や「災害対策本部，現地災害対策本部，事故対策本部等を設置した場合には，その設置及び廃止」並びに「消防機関の活動状況」や「消防機関等の活動状況」並びに「消防，水防，救急・救助，避難誘導等の活動状況について」や「地元消防本部，消防団，消防防災ヘリコプター，消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による応援があつた他の市町村の消防本部等について，その出動規模，活動状況等を」

避難準備情報の発令及び避難の勧告・指示の状況	避難判断基準及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条の規定より，避難準備情報の発令及び避難の勧告，指示を行つた場合，その概況を記入すること。 この場合，避難準備情報の発令及び避難の勧告・指示を行つた日時，地区，避難している人員等を記入すること。
------------------------	--

並びに「出動人員」や「なお，確定報告の際」並びに

や

自衛隊の災害派遣	自衛隊の災害派遣要請を行つた場合には，その日時及び内容を記入すること。
----------	-------------------------------------

日時

避難の勧告，指示の種別及び日時	避難の種別及び日時	（勧告，指示，自主） 日 時 分	（高齢者等避難，避難指示，自主避難） 日 時 分
-----------------	-----------	---------------------	-----------------------------

第113号

日時

第113号「教育庁人権教育課長」や「教育庁人権教育・生徒指導課長」並びに

課 長

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県災害報告規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第四十二号

衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則の一部を改正する規則

衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則(平成十二年岡山県規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号中「」及び「を」を「)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和三十六年政令第十一号。以下この号において「政令」という。)及び「」に改め、同号ルを同号ツとし、同号ニからヌまでを同号ヲからソまでとし、同号ヲの前に次のように加える。

チ 政令第二条の八第一項の規定による地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局(リからルまでにおいて「地域連携薬局等」という。)の認定証の書換え交付の申請(岡山市及び倉敷市の区域に係るものを除く。)

リ 政令第二条の九第一項の規定による地域連携薬局等の認定証の再交付の申請(岡山市及び倉敷市の区域に係るものを除く。)

ヌ 政令第二条の十の規定による地域連携薬局等の認定証の返納(岡山市及び倉敷市の区域に係るものを除く。)

ル 省令第十六条の三第一項及び第三項の規定による地域連携薬局等の変更の届出(岡山市及び倉敷市の区域に係るものを除く。)

別表第一第二十号ハを同号トとし、同号ロ中「報告」を「報告(岡山市及び倉敷市の区域に係るものを除く。)」に改め、同ロを同号ヘとし、同号イ中「ロにおいて同じ。」を削り、同イを同号ホとし、同ホの前に次のように加える。

イ 法第六条の二第一項の規定による地域連携薬局の認定の申請(岡山市及び倉敷市の区域に係るものを除く。)

ロ 法第六条の二第四項の規定による地域連携薬局の認定の更新の申請(岡山市及び倉敷市の区域に係るものを除く。)

ハ 法第六条の三第一項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の申請(岡山市及び倉敷市の区域に係るものを除く。)



ニ 法第六条の三第五項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請  
(岡山市及び倉敷市の区域に係るものを除く。)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年八月一日から施行する。

(特例)

2 この規則の施行の日前に行う、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)附則第十二条第七項の規定により、同法第二条の規定の施行前においても申請ができることとされている同条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号。以下「新医薬品医療機器等法」という。)第六条の二第一項の規定による地域連携薬局の認定の申請(岡山市及び倉敷市の区域に係るものを除く。)又は新医薬品医療機器等法第六条の三第一項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の申請(岡山市及び倉敷市の区域に係るものを除く。)については、所管の保健所長を経由しなければならない。

◎岡山県告示第三百九十四号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表保健福祉部の部医薬安全課の項中66を74とし、59から65までを八ずつ繰り下げ、58を65とし、同65の次に次のように加える。

66	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第16条の4第1項、第16条の5第1項	医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造業の登録証の書換え交付及び再交付	14日					
----	---	-----------------------------------	-----	--	--	--	--	--

別表保健福祉部の部医薬安全課の項57中「(昭和36年政令第11号)」を削り、同57を同項64とし、同項中56を62とし、同62の次に次のように加える。

63	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第2条の8第1項、第2条の9第1項	地域連携薬局等の認定証の書換え交付及び再交付	14日	7日				
----	--	------------------------	-----	----	--	--	--	--

別表保健福祉部の部医薬安全課の項中55を61とし、40から54までを六ずつ繰り下げ、同55中「第40条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同56を同項45とし、同項中38を44とし、同項37中「第40条の2第5項」を「第40条の2第7項」に改め、同37を同項33とし、同40条の2第3項」を「第40条の2第4項」に改め、同36を同項32とし、同項中35を41とし、34を40とし、同項33中「7日」を削り、同33を同項39とし、同項32中「7日」を削り、同32を同項38とし、同項16中「7日」を削り、同31を同項37とし、同項30中「第23条の20第2項」を「第23条の20第4項」に改め、同30を同項36とし、同項中29を35とし、28を34とし、27を33とし、同項29中「第23条の2第2項」を「第23条の2第4項」に改め、同26を同項32とし、同項中25を31とし、同項24中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同24を同項30とし、同項中23を29とし、同項22中「第13条第6項」を「第13条第8項」に改め、同22を同項26とし、同26の次に次のように加える。

27	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第1項	医薬品、医薬部外品及び化粧品の保管のみを行う製造所の登録	60日					
----	--	------------------------------	-----	--	--	--	--	--

28	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条の2の2第4項	医薬品、医薬部外品及び化粧品等の保管のみを行う製造所の登録の更新	20日					
----	--	----------------------------------	-----	--	--	--	--	--

別表保健福祉部の部医薬安全課の頁に「第13条第3項」や「第13条第4項」のほか、回11や回15と「回11」や回15と「回20」や「回21」や「第12条第2項」や「第12条第4項」のほか、回19や回23と「回19」や「回21」(昭和35年法律第145号)や「回19」や「回21」や「回22」や「回23」の次に次のように加える。

18	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第6条の2第1項	地域連携薬局の認定	20日	7日				
19	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の2第4項	地域連携薬局の認定の更新	20日	7日				
20	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の3第1項	専門医療機関連携薬局の認定	20日	7日				
21	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第6条の3第5項	専門医療機関連携薬局の認定の更新	20日	7日				

別表保健福祉部の部医薬安全課の頁に「第7条第3項」や「第7条第4項」のほか、回28に「第12条第2項」や「第12条第4項」のほか、回11に「第13条第3項」や「第13条第4項」のほか、回13に「第14条第9項」や「第14条第11項」のほか、回18に「第28条第3項」や「第28条第4項」のほか、回16に「第35条第3項」や「第35条第4項」のほか、回39に「第39条第4項」や「第39条第6項」のほか、回19に「第1条の5第1項、第1条の6第1項」や「第2条の3第1項、第2条の4第1項」のほか、

附 則

この告示は、令和三年八月一日から施行する。

# 令和3年7月6日 岡山県公報 第12308号

◎岡山県告示第三百九十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

スロースマイル和楽

2 所在地

浅口市金光町大谷一六九八―二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社健康福祉サポート

2 主たる事務所の所在地

岡山市東区西大寺浜六〇二番地七

三 指定年月日

令和三年七月一日

四 事業所番号

三三五一六〇〇〇八九

五 事業の種別

児童発達支援、放課後等デイサービス

# 令和3年7月6日 岡山県公報 第12308号

◎岡山県告示第三百九十六号

海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局水島港湾事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

海岸名	区	域
岡山県岡山沿岸 唐琴西海岸海岸 保全区域  (延長82m, 方位 真北)	基点1から基点8までを順次に結んだ線, 基点8と補助点7を結んだ線, 補助点7から補助点1までを順次結んだ線及び補助点1と基点1を結んだ線により囲まれた区域	基点1 岡山県玉野市永井字赤松2626番4の国土地理院四等三角点「赤松峠」(北緯34° 28' 28" 8978, 東経133° 52' 34" 7909) から215° 10' の方向へ距離1,146.67mの地点
	基点2	基点1から 316° 04' の方向へ距離 0.80mの地点
	基点3	基点2から 223° 29' の方向へ距離 32.84mの地点
	基点4	基点3から 317° 04' の方向へ距離 20.29mの地点
	基点5	基点4から 316° 35' の方向へ距離 20.02mの地点
	基点6	基点5から 317° 05' の方向へ距離 24.14mの地点
	基点7	基点6から 317° 04' の方向へ距離 16.39mの地点
	基点8	基点7から 229° 07' の方向へ距離 0.51mの地点
	補助点1	基点1から 223° 24' の方向へ距離 52.22mの地点
	補助点2	基点3から 161° 09' の方向へ距離 51.08mの地点
	補助点3	基点3から 193° 29' の方向へ距離 51.06mの地点
	補助点4	基点3から 225° 56' の方向へ距離 50.70mの地点
	補助点5	基点4から 236° 28' の方向へ距離 51.45mの地点
	補助点6	基点5から 270° 53' の方向へ距離 22.01mの地点
	補助点7	基点8から 229° 07' の方向へ距離 16.08mの地点

# 令和3年7月6日 岡山県公報 第12308号

〔二七三〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 土地改良区の名称

勝英土地改良区

## 二 退任及び就任役員

退任役員	就任役員	住所	理事	理事監	事の別
江見 文夫	江見 文夫	美作市宗掛二〇九一	理	事	理事
福田 慶三	福田 慶三	勝田郡勝央町豊久田二二四三一二	理	事	理事
小村 雅紀	小村 雅紀	石生一〇四一	理	事	理事
丸尾 忍	丸尾 忍	美野九二九	理	事	理事
末田 寛司	末田 寛司	植月北二三九八一	理	事	理事
岸本 圭介	岸本 圭介	植月東二三七七―四五	理	事	理事
小童谷 進	小童谷 進	畑屋二〇七七―二	理	事	理事
板坂 敦巳	板坂 敦巳	勝央町美野七一	理	事	理事
影山 真一	影山 真一	植月中一五六八	理	事	理事
坂元 文明	坂元 文明	美作市真加部一四四一六	理	事	理事
則本 陽介	則本 陽介	中尾一〇一七	理	事	理事
赤堀 健吾	赤堀 健吾	田殿一五二〇―一	理	事	理事
津田 剛	津田 剛	勝田郡奈義町柿八四四	理	事	理事
	竹内 進	津山市原二二―一	理	事	理事
	古山 葉富	勝田郡勝央町岡四八一六	理	事	理事
萩原 誠司	萩原 誠司	美作市朽木三〇九一	理	事	理事
笠木 義孝	笠木 義孝	勝田郡奈義町成松一六二	理	事	理事
	奥 正親	勝田郡奈義町成松一六二	理	事	理事
石川 寛次	石川 寛次	勝田郡奈義町成松一六二	理	事	理事

監事







# 令和3年7月6日 岡山県公報 第12308号

〔二七五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字西延五〇一―二、五〇一―三、五〇二―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目二五―一〇八カーサフェリーチェⅢ三〇一

坪井 厚樹

三 許可年月日及び許可番号

令和三年四月二十日岡山県指令建指第一九号

令和3年7月6日 岡山県公報 第12308号

〔二七六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年七月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音三因字鋳物師谷九八六一五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市安江二二一―四アステール三〇一号室

保坂 喬

三 許可年月日及び許可番号

令和三年五月十七日岡山県指令建指第四九号

◎岡山県企業管理規程第三号

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年七月六日

岡山県公営企業管理者 片山 誠 一

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和二十九年岡山県営電気事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

# 令和3年7月6日 岡山県公報 第12308号

◎岡山県市町村職員共済組合公告第七百二十三号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第二十二條第三項の規定により、令和二年度決算の要旨を公告する。

令和三年七月六日

岡山県市町村職員共済組合理事長 山野通彦

# 令和3年7月6日 岡山県公報 第12308号

## 1 組合に属する地方公共団体数

市	町	村	一部事務	計
15	10	2	38	65

※ 一部事務組合等には、共済組合を含む。

## 2 組合員数、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の年度累計額等

組合員種別	一般組合員		市町村長 組合員	特定消防 組合員	長期 組合員	市町村長 長期組合員	継続長期 組合員	任意継続 組合員	計	第三号厚生 年金被保険者
	一般職	特別職								
組合員数 (人)	16,457	71	24	2,314	1	3	1	136	19,007	18,858
長期標準報酬の月額 (千円)	6,303,380	43,420	15,600	860,060	650	1,950	440	—	7,225,500	7,218,340
長期平均標準報酬の月額 (円)	383,021	611,549	650,000	371,676	650,000	650,000	440,000	—	382,889	382,773
長期標準期末手当等の額の 年度累計額 (千円)	24,669,478	199,716	69,652	3,250,180	0	9,000	1,845	—	28,199,871	28,172,588
短期標準報酬の月額 (千円)	6,394,960	50,510	19,530	860,090	1,270	2,350	—	51,932	7,380,642	—
短期平均標準報酬の月額 (円)	388,586	711,408	813,750	371,689	1,270,000	783,333	—	381,852	388,311	—
短期標準期末手当等の額の 年度累計額 (千円)	24,714,827	224,630	86,722	3,250,180	0	11,098	—	—	28,287,457	—

## 3 組合の職員数

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人員	22人	3人	0人	2人	0人	27人

# 令和3年7月6日 岡山県公報 第12308号

## 4 各経理単位別収支状況

短期経理	
(収入)	千円
短期負担金	5,166,701
介護負担金	676,903
短期掛金(任継掛金を含む)	5,210,499
介護掛金(任継掛金を含む)	686,920
連合会交付金	593,351
雑収入	9,595
補助金	3,585
利息及び配当金	336
賠償金	5,367
前年度繰越支払準備金	832,374
計	13,185,631
(支出)	千円
保健給付	4,576,447
休業給付	565,100
災害給付	2,599
附加給付	29,723
前期高齢者納付金	2,440,011
後期高齢者支援金	2,550,536
病床転換支援金	13
老人保健拠出金	0
退職者給付拠出金	84
介護納付金	1,395,152
一部負担金払戻金	58,431
連合会払込金	149,595
連合会拠出金	559,413
業務経理へ繰入	28,308
任継掛金還付金	4,391
次年度繰越支払準備金	789,221
計	13,149,024
差引当期利益金	36,607
前年度末利益剰余金	3,508,055
次年度繰越利益剰余金	3,544,662

厚生年金保険経理	
(収入)	千円
負担金	16,394,698
[標準報酬の月額分]	(7,802,371)
[標準期末手当等分]	(2,533,013)
[公的負担金]	(4,592,555)
[追加費用]	(1,466,759)
組合員保険料	10,335,134
[標準報酬の月額分]	(7,774,736)
[標準期末手当等分]	(2,560,398)
計	26,729,832
(支出)	千円
負担金払込金	16,394,698
組合員保険料払込金	10,335,134
計	26,729,832

退職等年金経理	
(収入)	千円
負担金	847,969
[標準報酬の月額分]	(640,125)
[標準期末手当等分]	(207,844)
掛金	847,932
[標準報酬の月額分]	(637,845)
[標準期末手当等分]	(210,087)
計	1,695,901
(支出)	千円
負担金払込金	847,969
掛金払込金	847,932
計	1,695,901

経過的長期経理	
(収入)	千円
負担金	125,683
[標準報酬の月額分]	(8,964)
[標準期末手当等分]	(2,911)
[追加費用]	(111,545)
[旧恩給組合条例給付に係る払込金]	(2,263)
計	125,683
(支出)	千円
負担金払込金	125,683
計	125,683

# 令和3年7月6日 岡山県公報 第12308号

退職等年金預託金管理経理	
(収入)	千円
利息及び配当金	13,835
計	13,385
(支出)	千円
支払利息	13,385
計	13,385

経過的長期預託金管理経理	
(収入)	千円
利息及び配当金	0
計	0
(支出)	千円
支払利息	0
計	0

業 務 経 理	
(収入)	千円
負担金	212,653
連合会交付金	77,902
利息及び配当金	45
短期経理より繰入	28,308
雑収入	22
計	318,930
(支出)	千円
役員給与	123,659
旅費・事務費	17,588
委託費	11,059
賃借料	24,301
普及費	10,228
負担金	21,572
消費税	4,525
連合会分担金	661
事務費負担金払込金	96,360
減価償却費	706
その他の支出	1,002
計	311,661
差引当期利益金	7,268
前年度末利益剰余金	468,108
次年度繰越利益剰余	475,376

保 健 経 理	
(収入)	千円
負担金	233,568
[標準報酬の月額分]	(172,690)
[標準期末手当等分]	(56,204)
[特定健診等負担金]	(4,674)
掛金	231,485
[標準報酬の月額分]	(172,683)
[標準期末手当等分]	(56,205)
[任意継続組合員分]	(2,597)
保険手数料	17,704
連合会交付金	0
利息及び配当金	73
雑益	6,851
貸付経理より相互繰入	0
計	489,681
(支出)	千円
役員給与	14,731
厚生費	378,618
特定健康診査等費	27,786
[特定健康診査費]	(5,781)
[特定保健指導費]	(22,005)
旅費・事務費	3,599
委託費	6,453
賃借料	5,125
普及費・調査研究費	2,058
負担金	2,633
消費税	3,416
連合会分担金	4,639
宿泊経理へ繰入	300,000
減価償却その他の支出	205
計	749,263
差引当期損失金	259,582
前年度末利益剰余金	857,552
次年度繰越利益剰余金	597,970

# 令和3年7月6日 岡山県公報 第12308号

宿 泊 経 理	
(収 入)	千円
施 設 収 入	88,009
商 品 売 上	1,180
賃 貸 料	24,786
利息及び配当金	270
貸倒引当金戻入	101
保健経理より繰入	300,000
その他の収入	385
計	414,731
( 支 出 )	千円
旅 費 ・ 事 務 費	1,323
商 品 仕 入	897
事業用消耗品費	5,389
飲 食 材 料 費	15,582
委 託 費	95,192
委 託 管 理 費	34,801
光 熱 水 料	17,321
修 繕 費	45,699
洗 濯 費	3,016
賃 借 料	3,684
普 及 費	3,632
負 担 金	12,953
消 費 税	1,947
保 険 料	733
被 服 費	76
減価償却費・固定資産除却損	46,071
貸倒引当金繰入	133
その他の支出	29
計	288,478
差引当期利益金	126,253
前年度末利益剰余金	193,831
次年度繰越利益剰余金	320,084

貯 金 経 理	
(収 入)	千円
利息及び配当金	633,605
有価証券売却益	3,314
償 還 差 益	140
計	637,059
( 支 出 )	千円
職 員 給 与	12,115
旅 費 ・ 事 務 費	3,194
賃 借 料	2,111
普 及 費	1,436
負 担 金	2,137
消 費 税	598
支 払 利 息	502,943
その他の支出	508
計	525,042
差引当期利益金	112,017
前年度末利益剰余金	3,763,279
次年度繰越利益剰余金	3,875,296

貸 付 経 理	
(収 入)	千円
組合員貸付金利息	20,879
連 合 会 交 付 金	130
利息及び配当金	1
計	21,010
( 支 出 )	千円
職 員 給 与	3,190
旅 費 ・ 事 務 費	1,221
委 託 費	187
賃 借 料	1,013
負 担 金	519
普 及 費	1,428
消 費 税	317
支 払 利 息	13,835
連 合 会 払 込 金	285
その他の支出	41
計	22,036
差引当期損失金	1,026
前年度末利益剰余金	364,813
次年度繰越利益剰余金	363,787